

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公開番号】特開2008-180927(P2008-180927A)

【公開日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-14659(P2007-14659)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/1337 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1335 5 0 5

G 02 F 1/1337 5 0 5

G 02 B 5/20 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マトリクス状に配置された複数の画素が形成され、前記各画素にはスイッチング素子及び画素電極が形成されているアレイ基板と、

カラーフィルタ層を有するカラーフィルタ基板と、

前記アレイ基板及びカラーフィルタ基板上にそれぞれ積層された垂直配向膜と、

前記アレイ基板及びカラーフィルタ基板間に配置された誘電率異方性が負の液晶層と、を有する液晶表示パネルにおいて、

前記カラーフィルタ基板には前記各画素に対応する位置の内部に部分的に光漏れ防止用の遮光膜が設けられ、

一部の画素の前記遮光膜は少なくとも一部が除去されていることを特徴とする液晶表示パネル。

【請求項2】

前記一部の画素の遮光膜が除去されている部分は色度測定部とされていることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示パネル。

【請求項3】

前記カラーフィルタ層上には前記各画素に対応する位置に形成された液晶分子の傾斜を規制する少なくとも一つの突起を有し、前記遮光膜は平面視において前記突起を覆っていることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示パネル。

【請求項4】

前記遮光膜は平面視において前記突起の底面と同じ大きさ又は前記突起の底面よりも大きい形状を有していることを特徴とする請求項3に記載の液晶表示パネル。

【請求項5】

前記画素電極の下部又は表面には部分的に反射膜を有する反射部が形成され、前記遮光膜は前記反射膜が設けられていない透過部の画素電極と前記反射部の画素電極との境界領域に対応する位置に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示パネル。

**【請求項 6】**

前記色度測定部の遮光膜の面積は他の画素の遮光膜の面積と同じにされていることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示パネル。

**【請求項 7】**

前記色度測定部は少なくとも1ピクセル設けられていることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示パネル。

**【請求項 8】**

前記色度測定部は前記アレイ基板の四隅に設けられていることを特徴とする請求項7に記載の液晶表示パネル。

**【請求項 9】**

各画素に対応する位置の内部に光漏れ防止用の遮光膜が形成されたカラーフィルタ層を備えた液晶表示パネルのカラーフィルタ基板の色度測定方法において、一部の画素の前記遮光膜の少なくとも一部を除去して色度測定部とし、この色度測定部の色度を測定することを特徴とする液晶表示パネルのカラーフィルタ基板の色度測定方法。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記目的を達成するため、本発明の液晶表示パネルは、マトリクス状に配置された複数の画素が形成され、前記各画素にはスイッチング素子及び画素電極が形成されているアレイ基板と、カラーフィルタ層を有するカラーフィルタ基板と、前記アレイ基板及びカラーフィルタ基板上にそれぞれ積層された垂直配向膜と、前記アレイ基板及びカラーフィルタ基板間に配置された誘電率異方性が負の液晶層と、を有する液晶表示パネルにおいて、前記カラーフィルタ基板には前記各画素に対応する位置の内部に部分的に光漏れ防止用の遮光膜が設けられ、一部の画素の前記遮光膜は少なくとも一部が除去されていることを特徴とする。また前記一部の画素の遮光膜が除去されている部分は色度測定部とされていることを特徴とする。